

様さのあまり利用者にとっては、サービスを利用する場合、どこに相談したらよいか、その具体的なサービス内容はどのようなものかなどを把握する手段が多岐にわたっているため、的確な情報が得られにくい状況になっている。

このため、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センターやNPO等への委託により配置して、サービスの効率化や利用者の利便性の向上を図る必要がある。

また、育児や家庭教育に悩みや不安を持つ親が、一日の家事や仕事を終えた夜や、夜間、精神的に不安定になるようなケースにも、電話等によりいつでも気軽に相談し、必要な助言が得られるよう、24時間対応の子育て相談ホットラインを整備することが重要である。その際、様々な相談等に応じられるよう、児童相談所、医療機関、保健所・保健センター、教育相談所、警察等の地域にある専門機関等との連絡協議の場を設けるなど、連携を密にしておくことが望まれる。

【取組例】子育て相談ホットライン(24時間)(兵庫県伊丹市)

伊丹市では、子育てに不安や悩みをもつ親への支援として、平成14年6月1日より、役所が閉まっている休日や夜間も含め、24時間・年中無休の電話による「子育て相談ホットライン」事業を社会福祉法人 有岡協会 伊丹乳児院に委託しました。

これは、近年、少子化、核家族化、近隣との関わりの希薄化などにより、子育てに悩みや不安をもつ親が増えてきていることや、児童虐待が大きな社会問題となっていることから、時間帯を特定せずにいつでも気軽に相談できる子育て相談を開設し、問題を早期に解決することを目的としています。

平成14年12月までの相談件数は164件で、相談内容は、身体症状、発育・発達、しつけ、夫からの暴力(DV)、養育困難、いじめ、虐待、近隣関係等等、多岐にわたる相談があります。

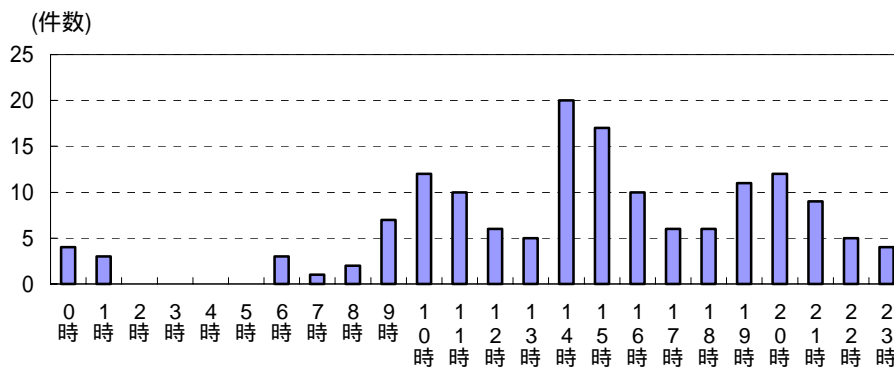
また、相談時間は、役所が閉まっている夜間を含め、深夜2時から5時以外は全ての時間で相談があります。

相談への対応は、保育士、看護師などのスタッフが毎日、24時間、院内3か所に設置された電話で対応、「夜泣きをして困っている」「ミルクを飲まない」「子どもがかわいくない」等々の相談に応じています。

緊急時の対応にも県こどもセンターや警察署などとも連携し、問題の早期解決を図る体制を組んでいます。

この事業が悩みや不安をもつ親への大きな支えとなり、児童虐待の防止、そして、子どもの健やかな成長につながっていけば良いと思っています。

相談時刻別相談件数



【取組例】みたか子育てねっと（東京都三鷹市）

三鷹市では、地域に存在する子育ての情報をトータルに提供し、地域全体で子育てする力を向上させることを目的として、インターネット上の子育て支援ネットワーク、ホームページ「みたか子育てネット」を立ち上げました。運営にあたっては、市民（NPO法人）、行政、民間が協力して運営しており、運営手法にも特色があります。

「みたか子育てネット」は、平成13年、三鷹市では市の施設やサービスだけでなく、地域の施設、情報、人材と連携することにより、地域全体の子育て力を向上させようと考え、「地域全体による子育て支援ネットワークの構築及び実証・評価実験プロジェクト」を立ち上げました。この取組は経済産業省が平成13年4月に公募した「介護・子育て分野における革新的なサービスを提供するIT活用事業」として採択され、事業主体である財団法人ニューメディア開発協会の全面的な支援を得て開発しました。14年4月～10月のアクセス件数は、25,801件です。

「みたか子育てネット」の内容は、以下のとおりです。

- ・子育て行政情報ナビ：一元的な情報提供、ナビゲーションによる個々の住民への対応、申請書類の一元的な機能として一次窓口として活用できます。保育園、幼稚園の情報提供、入園手続きは住民ニーズの高いサービスです。
- ・子育てコンビニ：子育ての基礎知識、健康、レシピ、遊び情報などのコンテンツプレート、母親に欠かせない子育て情報の交流の場となる電子掲示板、仲間や自主グループの活動を支援するコミュニティー活動支援ツールなどを用意し、地域の子育て活動を応援します。
- ・ネット相談システム：メール、携帯等により、相談の窓口を広げたサービスが可能となります。相談カルテにより、担当者、専門家への振り分け、進捗管理が一元的に行え、相談履歴により、問題の早期発見となるナレッジデータベースを構築できます。
- ・ファミリーサポート支援システム：ファミリーサポート事業では、従来の保育事業では対応が難しい保育園や幼稚園の送迎、一時保育など多様なサービスを、会員登録した市民（援助会員）によって、各地域で提供しています。登録・マッチング・報告書作成などの一元的な機能があり、いつでもどこからでも利用できるようなシステムとなっています。

4) 子育て支援を総合的に行うセンターの整備

最近、都市部においては、子育て支援ニーズが高い上に、虐待など複雑な問題を抱えたケースも多くなってきていることから、それらに対応する相談事業、ひろば事業、講座、講演会、子育てサークル支援や子育て情報の提供などを行う地域の子育て支援の中核となるセンターを整備し、地域全体として子育て支援体制の一層の強化を図る必要がある。

【取組例】児童相談だけでなく子育て支援機能も有する施設の整備（東京都三鷹市）

三鷹市では、平成14年4月、市の子育て支援施設の拠点として三鷹駅前に中央通りタウンプラザが完成しました。タウンプラザは、市の複合施設で2階に市立三鷹駅前保育園、3階に子ども家庭支援センターのびのびひろば、一時保育室、トワイライトステ

イ室、親子ひろば、ファミリーサポートセンターを設置しています。

子ども家庭支援センターのびのびひろばは、子どもと家庭を取り巻く厳しい子育て環境に対応するため、2か所目の子ども家庭支援センターとして設置しました。支援センターでは、子どもと家庭に関する相談事業を中心に、親子の交流・遊びの指導などのひろば事業、一時保育やショートステイなどのサービス事業の提供・調整、地域子育てグループの支援などを行っています。

特に、相談事業では、0歳から18歳未満の子育てに関するあらゆる相談に応じています。精神科医、弁護士、臨床心理士など専門職のスーパーバイザーや児童相談所など関係機関と連携して、身近な子育て不安から虐待、ひきこもりなど深刻なケースに至るまで、問題解決のための具体的な援助を行っています。

一時保育事業では、3ヵ月から小学校就学前の児童を、市民という要件だけで理由を問わず預かるサービスで、これまで支援の薄かった在宅で子育てをしている家庭への支援を目的としています。1月1日から3日を除き、毎日午前8時～午後10時まで1時間単位で預かっています。

トワイライトステイ事業は、一時保育の小学生版です。

また、ファミリーサポートセンターは支援センターと同じ事務室で、子育ての援助を受けたい人と援助できる人の相互援助活動の紹介・調整もを行っています。

施設全体としては、同居のメリットを生かして子どもや親が必要としているサービスや助言を総合的に提供できる体制となっています。

なお、駅前保育園・一時保育事業・トワイライトステイ事業・親子ひろば事業の運営は一体として社会福祉法人に委託しています。

5) 行政担当者が地域の子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を行う場の設置

子育て支援に関する施策や行政サービスは、地域の実情や住民の多様なニーズに的確に対応したものでなければならない。

そのためには、行政側の担当者が地域で子育て支援活動を行う者等と情報交換や連携を日頃から密接に行っておくことが有効である。例えば、こうした情報交換等を行うための会議等を設置し、定期的に開催することが考えられる。

【取組例】子育て支援関係者会議（滋賀県大津市）

大津市では、地域に根ざした子育て支援を推進するための取組について情報交換し、互いに連携を図りながら事業の充実を図るための会議を開催しています。平成5年度から子育て支援事業の関係課の職員が、「子育て支援にかかる合同会議」を年4回開催しています。生涯学習課、学校教育課、健康管理課、児童家庭課の約10名の職員が参加し、司会、記録は輪番制で行っています。

具体的には、

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 生涯学習課 | ・ 児童館子育て講座 ・ 子育て支援ボランティア養成講座 |
| 学校教育課 | ・ 幼稚園子育て支援事業 |
| 健康管理課 | ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ健康教育 ・ 母子健康教育 |
| 児童家庭課 | ・ 児童虐待防止ネットワーク協議会 ・ 地域子育て支援センター |
| 共同事業 | ・ 健診後フォロー教室 |

- ・双子の子育て交流会
- ・地域づくり教室

などの各課の具体的な取組内容について情報交換しています。また、子育てに関する相談や支援の方法についても議論し、各課の役割の整理に努めています。

また、「地域ブロック子育て支援関係者会議」を1地域で年4回程度開催しています。他の地域ブロックでも実施出来るよう、先に述べた合同会議で準備や調整を進めています。

これらの会議を通して、意志の疎通を図り、共通の視点で子育ての問題を捉えながら、行政の役割や、協力体制についての方向性を確かめられたことが、成果であると認識しています。

さらに13・14年度の課題として各課取組の情報交換の他に、共通課題の確認および共同で取り組むことをテーマに、地域ごとのネットワークづくりを進めるために子育て支援関係者の交流を深めることと子育て自主サークルへの支援について検討しています。また、ボランティア養成や活用について協議をしているところです。

これらの会議が、単なる情報交換の場に終わらないように、予算要求や今後の政策につなげていきたいと考えているところです。

6) 行政の窓口や施設に従事する職員、民生児童委員等による子育てに関する理解の促進（研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流）

5)と同様の観点から、行政窓口や関連施設の職員や民生児童委員等が、研修、セミナー、子育て支援活動を行う者との交流を通じて、子育てに関する理解を深めるようにすることも必要である。

【取組例】本庁所属保育士が市内保育関連施設を訪問し、施設長との関係づくり (長崎県佐世保市)

佐世保市では、平成13年度に公立保育所の見直しを行い、本庁に保育士を2名配属するとともに、7か所あった公立保育所のうち4か所を民間委託（公設民営）し、残る3か所は保育所機能と子育て支援の機能をもたせた子育てセンターとして発足させました。行政の中に保育士が入ることにより、より子育てに踏み込んだ、行政としての役割を果たすのが配属のねらいでした。

施設訪問の目的は、佐世保市の子どもたちの育ちがより良いものとなるよう、乳幼児に関する専門機関として連携を図るための情報交換を含めた施設長との関係づくりです。

就学前の子どもたちが通う、公私立幼稚園、公私立保育所、認可外施設、事業所内保育所、へき地保育所などを対象に、102か所の訪問を行いました。訪問のスタッフは行政に入った保育士1名と、子育て支援担当保育士1名の計2名でした。

訪問をするにあたり、訪問についての依頼文を各施設に送付後、各施設長の会合があるときに出向き挨拶を行い、依頼の内容について理解をしていただいたあと、日程を電話で調整し、訪問を行うという手順をとりました。

取組の成果として、園からの相談（子どものこと、保育内容、全般的な問合せ）が増えたり、施設を理解したうえで行政が事業を展開できるようになり、このことは現在行っている、各施設への出前形式の講演会を開催することにつながる等、幅が広がりました。また、各施設を訪問することで、施設長以外の職員との信頼関係が築けつつあります。

7 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育サービス等の実現

(施策の具体例)

- 1) 必要なときに利用できる多様な保育サービスの推進
 - ・延長保育、休日保育
- 2) パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備
 - ・特定保育、病後児保育、一時保育など
- 3) ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備
- 4) 24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備
- 5) 保育所等における障害者の受入れの推進
- 6) 保育所のサービス評価の実施
 - ・第三者評価
 - ・保育等サービス相談員の設置
- 7) 保育所の効率的な運営の推進

就労形態の多様化やパート労働者の増加などに伴い、延長保育や休日保育などの多様な保育需要に 대응するとともに、専業主婦への子育て支援も視野に入れて誰もが必要な時に安心して利用できるようにするための柔軟な保育サービスの提供が必要となっている。

また、保育サービスの質の向上や運営の効率化を図ることも重要である。

1) 必要なときに利用できる多様な保育サービスの推進

保育所の通常の開所時間以外の保育需要が増大していることから、延長保育、休日保育の拡大を図る必要がある。

2) パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備

親の就労形態の多様化(パートタイム労働者の増大等)に伴う子どもの保育需要の変化に対応するためには、週に2,3日程度、又は午前か午後のみなどの必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供することが必要である。

厚生労働省においては、3歳未満児を対象に、このような柔軟な保育サービス(特定保育事業)を平成15年度から実施することとしており、各市町村におけるその積極的な実施が望まれる。

また、保育ママ(保育者の居宅で少人数の保育を行う家庭的保育事業)についても、週3,4日、又は概ね6時間といった利用ニーズに対応したサービス提供が平成15年度より可能となり、その推進が求められる。

また、保育所に通っている児童が病後回復期であり、その保護者が就労している場合について、当該児童を一時的に預かる「病後児保育」等のサービスについては、子育てと仕事の両立を支援する観点から推進されるべきである。

一方、今後の子育て支援の実施に当たっては、専業主婦家庭も含む全ての子育て家庭を対象とすることが重要である。こうした観点から、急病などの緊急時だけでなく、育児疲れの解消を図るために、一時的に子どもを預けたい、というニーズに対応するため、一時保育事業として、保育所など身近な場の一時的な利用を促進することが必要である。

【取組例】一時保育事業、病後児保育事業（東京都三鷹市）

（１）一時保育事業

一時保育事業は、これまで支援の薄かった在宅で子育てをしている家庭への支援を目的としています。休養、通院、兄弟姉妹の学校行事、美容院、習い事、短時間就労、求職活動など利用理由は多岐にわたっています。平成14年4月事業開始。

対象：3ヵ月から小学校就学前の児童（市民）

要件：なし（理由を問わない）

内容：日中・夜間の保育

保育期間：1月1日から3日を除く午前8時～午後10時までの間で1時間単位

定員：1時間あたり15人

利用料：平日午前8時～午後7時まで600円、7時以降及び土・日・祝日750円

運営：社会福祉法人に委託

利用実績：2,845人（4月～12月）

（２）病後児保育

病後児保育事業は、子どもが病気回復期にあるが、保育園などの集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないときに預かる事業です。平成14年4月事業開始。

対象：生後4ヵ月～小学校就学前の児童（市民）

要件：子どもが病気回復期にあるか、保育園などの集団保育は困難で、保護者が仕事などのため保育できないこと

内容：日中の保育

保育期間：月～金 7日以内の午前7時30分～午後5時30分まで
（自主事業で7時までの延長保育実施）

定員：4人

利用料：1日4,000円、半日2,000円

運営：医療社団法人に委託

利用実績：271人（4月～12月）

両事業とも、保護者に安心を提供する事業として定着しつつあります。

【取組例】病中児、病後児保育（香川県善通寺市）

善通寺市では、平成12年度に新築した公立保育所に少子化対策臨時特例交付金を活用した病後児保育専用の別棟（建築延べ面積 154㎡）を併設し、平成13年5月に国の基準で定員2名の乳幼児健康支援一時預かり事業として開設しました。なお、この保育所は平成13年4月に管理運営を社会福祉法人に委託し、平成14年4月からは無償貸与し民営化しました。

この事業は、生後5ヶ月から小学3年生の児童を対象にして、児童の「病気の回復期」に一時的に預かり、保護者ができるだけ早く就労できるようにすることで子育てと就労の両立支援を目的としています。事業の主な概要は定員2名（年齢、症状により最大4～6名程度）で、定数を超える場合は必要の度合いの高い児童を優先しています。開設時間は月曜日から土曜日の8:30～18:00、延長は19:00までです。現在は常勤看護師1名、保育所から保育士を随時派遣して運営しています。また、入会・登録については保護者の方から登録票（兼児童票）を提出してもらいます。登録は年度毎に更新する必要がありますが随時受け付けていますので緊急時の対応も可能になっています。なお、登録料は年間1,500円で、利用料は次のとおりです。

| | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 市内在住 | 4時間まで 1,000円 | 4～8時間まで 2,000円 |
| 市外在住 | 4時間まで 1,500円 | 4～8時間まで 3,000円 |
| 延長 (8時間超) | 1時間につき 500円 | 食事代(おやつ含む。)500円 |

利用実績は平成13年度の5月から3月までの11ヶ月の延べ利用者は121名でしたが今年度4月から12月までの9ヶ月で160名（市内122名、市外38名）となっています。

次に病中児保育は平成14年1月に市内の小児科医院が定員2名で開設しました。保育所併設型と同一事業で定数、利用料、利用時間等も同様ですが医院併設のため病中児の一時預かりの人数が多く保育所併設型との棲み分けができつつあります。平成14年4月から12月までの9ヶ月の利用実績は132名（市内31名、市外101名）です。

本市は人口36,000人の小都市ですが自衛隊、国立病院、四国学院大学等共働きの職場の比率が高く、これらの職場に勤務する世帯が子育て支援環境を重視し、今後本市に定住することを期待しています。

3) ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備

仕事の都合や親の発病時など様々な理由により子どもを預ける必要が生じることがあるが、この場合、ベビーシッターの活用も一つの方法である。市町村において、ベビーシッターに関する情報把握や活動支援に努めることが期待される。

一方、各幼稚園においては、子育て支援等の観点から、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、「預かり保育」が行われるようになってきている。

「預かり保育」の実施に際しては、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などを考慮し、幼児一人ひとりが安心して過ごすことができるための保育の工夫や家庭への配慮が必要である。具体的には、家庭的な雰囲気のある保育室の環境づくり、地域行事への参加や異年齢との交流など「預かり保育」ならではの経験を取り入れた保育の内容の工夫、家庭との連絡帳の作成などに取り組みなど、適切な「預かり保育」を実施するための工夫を図ることが重要である。

【取組例】テンミリオンハウス（東京都武蔵野市）

「おばあちゃんの家」をコンセプトに、武蔵野市は2001年11月、「こどもテンミリオンハウスあおば」を開設しました。市が1,000万円の助成金を出し、NPOが身近な施設で柔軟なサービスを提供する独自のシステムで、キーワードは「近・小・軽」です。

同市は高齢者向けのテンミリオンハウスを4か所設置していましたが、「あおば」は市民から広い住宅の提供を受け、NPO法人「ひまわりママ」が運営しています。家庭保育している親が、通院や子どもを連れて行けない用事があったり、時には子どもと離れてリフレッシュしたい場合、「あおば」に子どもを預け、親子の絆を大切にしながら子育ての手助けを受けられます。

対象は0歳から小学生で、原則として3日前までに予約しますが、緊急の場合は水曜以外いつでもOK。親の病気、介護、冠婚葬祭、仕事、買い物、美容院、リフレッシュなどの際、自由に利用できます。開設1年間の実績は、登録子ども数368人（277世帯）、延べ利用者1,153人、緊急受け付け400件、一時保育944人、夜間保育156人、早朝保育52人、宿泊保育1人、送迎43人。ボランティアは延べ228人。

利用料金は1時間につき、早朝保育（7～9時）が900円、一時保育（9～17時）が800円で上限4,000円、夜間保育（17～22時）が900円で上限2,700円。宿泊保育（22～7時）は一泊4,000円、送迎（交通費実費）は1回900円。すべてのメニューを利用すれば24時間いつでも預けられるわけで、全体の3分の1は緊急時に利用しています。

このほか、「あひる事業」は、就学前の子どもと保護者、妊婦がくつろぎながら仲間と子育て情報を交換し、スタッフのアドバイスを受けられます。料金は1組300円。子育てや妊娠の無料相談「はあと事業」も実施しています。

4) 24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備

突然の用事など特別の事情により、子どもを預ける必要が急に生じた場合に、24時間いつでも預けられるサービスが身近にあれば、親にとって大きな安心につながるものと考えられる。

地域住民のニーズに応じて、こうした体制の整備も検討すべきと考えられるが、その際には、例えば利用時間の限度を設けるなど、親が特段の理由もないのに安易に子どもを預けたり、親としての育児の責任を放棄したりすることを助長しないようにすることにも留意が必要である。

【取組例】24時間ファミリーヘルプ保育園（新潟県上越市）

上越市では、核家族化に伴う保育需要の多様化等を背景として、平成12年より、24時間・年中無休の「ファミリーヘルプ保育園」を市が直接運営しています。

対象は、保護者が就労、疾病、介護、災害などで緊急又は一時的に保育ができなくなった、生後8週間から就学前までの乳幼児です。料金は、昼間保育（午前7時～午後6時）については、1回につき3歳未満が1,400円、3歳以上が1,000円であり、夜間保育（午後6時～10時）については1回につき800円、24時間保育については1回3,000円となっています。また、宿泊する場合は、連続24時間が限度となっています。

平成13年度の利用者数は延べ3,681人で、1日平均では10人です。また、24時間保育（宿泊）が8人で、夜間が164人（全体の5%）、昼間・夜間併用が378人（同10%）でした。

24時間保育の利用者は少ないのですが、「いつでも誰でも困った時に安心して預けられる保育園」として、子育て支援の象徴的な意義は大きいと言えます。

なお、子育てを支援する人と支援を受ける人が助け合うファミリー・サポート・センター（会員620人）を併設し、上越助産師会が週3日、無料の子育て相談や女性の健康相談を行い、電話による相談にも応じています。

上越市では、このほかにもさまざまな子育て支援策を展開しており、かなりの成果を上げています。出生数は少子化対策に取り組み始めた平成5年には過去最低の1271人でしたが、その後は上昇傾向にあり、平成13年には1,399人でした。また、合計特殊出生率は、平成5年の1.69から一進一退し、平成13年には1.71となり、出生率の低下が続く全国（平成13年には1.33）や新潟県（同1.45）との差は次第に拡大しています。

5) 保育所等における障害者の受入れの推進

社会のすべての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念の下で、障害を持つ就学前の子どもが保育所等に入り、他の子どもとふれ合ったり相互理解を深めたりすることを積極的に推進することが重要である。

【取組例】保育所における障害児の受入れ（熊本県八代市）

八代市では、平成2年度から、特別児童扶養手当対象児童を対象とする「障害児保育事業」を、また、平成10年度から、障害児保育の対象とはならないが医師の診断等によりある程度の障害の認められる児童を対象とする「軽度障害児保育事業」を実施しています。

これは、障害を持つ児童を抱える保護者の就労支援とともに集団保育の中で児童の発達促進を図ることを目的とするものです。

また、障害の程度によっては、保育所、保護者、かかりつけ医、保健センター、行政の連絡会をつくり、緊急時の対応方法や役割分担等を行っています。

近年の状況として、まず障害児保育は、13年度13保育所22人、14年度17保育所29人（見込）となっています。次に軽度障害児保育は、13年度14保育所27人、14年度12保育所27人（見込）となっています。

平成 15 年度より障害児保育事業は、一般財源化されますが、質的低下を招かぬよう配慮して、今後も継続して実施したいと考えています。

また、放課後児童クラブ事業における障害児受入れの取組は、教育委員会と連携して行っているところです。

具体的には、集団活動の困難な知的障害児や精神障害児の受入れについて、教育委員会と一緒に課題の解決を図っているところです。

障害児の発達促進や健全育成は、保護者と行政、そして児童を取り巻くもの全てが協働で取り組む必要があると考えています。

6) 保育所のサービス評価の実施

保育サービスの質の向上を図る観点から、各市町村においては、保育所利用者の保育サービスに関する満足度を調査することが適当と考えられる。

また、このような利用者による評価や各事業者自らの取組だけでなく、平成 14 年に厚生労働省より示された指針も参考として、事業者の提供するサービスの質を利用者・事業者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うことや、保育等サービスの質の評価を行う相談員の養成・配置の検討も今後進めていく必要がある。

さらに、評価結果を公表することにより、利用者が保育内容を十分に把握できるようにすることも必要である。

【取組例】保育園・幼稚園の第三者評価（愛知県高浜市）

高浜市では、平成 13 年度より高浜市保育サービス評価委員会を組織し、市内の保育園および公立の幼稚園において保育サービスの第三者評価を実施しています。この評価委員会は市民、学識経験者、乳幼児保育の専門家 6 名で構成されており、実際に訪問調査を行う調査員と評価結果を審議する評価委員とを兼務しています。

高浜市では、平成 10 年 4 月に公立 6 保育園のうち 1 園を社会福祉協議会に運営委託（公設民営化）し、平成 13 年 4 月にはさらに 1 園を社会福祉法人へ建物を譲渡し民営化しました。また、それまで市内には公立幼稚園しかありませんでしたが、平成 14 年 4 月から民間の幼稚園が開園しました。このように民間型の保育の参入を契機に、保育の質を確保し、広く市民に保育に関する情報を提供するため第三者評価システムを導入することにしました。

第三者評価基準の内容は、厚生労働省が示した評価基準検討委員会試案を参考に、高浜市にふさわしい基準となるよう保育サービス評価委員会で見直しを行っています。平成 13 年度には、保育園・幼稚園共通の基準と一部別々の基準とがありましたが、平成 14 年度からは同一の評価基準で実施しています。今後、高浜市の実情にふさわしい評価内容となるようどこまで見直すことができるか（オリジナル性が出せるか）が課題になっています。

また、第三者評価は毎年実施し、その結果を年 1 回公表することになっています。評価の実施にあたっては、保育サービス評価委員 3 名が、登園から降園まで園内を巡回しながら園のサービス内容を調査します。その後、6 名で審議し最終的な評価結果を確定しています。

第三者評価を行った成果としては、職員の意識が変化したことや園の運営に対して客観的に見直す機会となったことなどがあげられます。

高浜市の第三者評価は、国が行っている第三者評価と比べると専門性に欠ける部分もありますが、実際に利用する市民の視点を重視して評価を行っています。今後、毎年実施することにより保育の質の向上（改善）のプロセスがわかるようにするなどの機能を追加してまいります。

7) 保育所の効率的な運営の推進

市区町村が設置した保育所の運営を民間企業が行う「公設民営」については、公的主体が運営する場合と比べて運営コストを安くできることや、利用者に対して柔軟なサービス提供が期待できることといったメリットが考えられるため、積極的に検討されるべきである。

なお、保育所の「公設民営」は、このような保育所の効率的運営の観点だけでなく、特に大都市周辺部において問題となっている待機児童の解消を図るための保育所の整備促進にも資するものである。

【取組例】保育所の公設民営（東京都三鷹市）

三鷹市は公立保育園15園のうち、2園を民間へ運営委託しています。平成13年度に株式会社へ、平成14年度は社会福祉法人へ運営委託しています。

この2園はいずれも新設園を運営委託したものです。1園は廃園となっていた公立幼稚園を少子化対策臨時特例交付金を活用して整備改修した0歳から3歳（定員60人）の保育園です。もう1園はJR三鷹駅の近くに新築した共同ビル内にある0歳から2歳（30人）の保育園です。

運営委託事業者を決めるに当たってはプロポーザル方式を採用しました。プロポーザルは、事業者による特色ある提案を受けることをねらいとして行っております。応募できる事業者は平成12年4月の保育園の設置主体の規制緩和を受けて、社会福祉法人のほかにも無認可を含む保育園を現に開設している法人としました。審査に際しては、審査会を設け、評価書を作成するとともに、良い保育を行っていること、市民の多様なニーズに応えようとする提案が示されていること、そして少ない経費で運営に当たる見積もりが提出されていることを念頭に審査に当たりました。提案内容のプレゼンテーション、受託希望者が運営している保育園の視察を行い事業者の選定をしました。

保育園の運営委託業務が仕様書どおりに運営されていることを確認するため、毎月初めに園長から契約書に基づく報告書を提出させるとともにヒアリングを実施しています。保育の内容については、ベテランの公立保育園長及び保育士4人でチームを作り、第三者評価基準をもとに作成した独自の評価書により、1日かけて保育の内容を専門の立場から検証をしております。これらのことを総合評価するなかで次年度の契約を締結しております。

本市の公設民営保育園の運営委託業務は3年目となりますが、保護者等保育園利用者からは特に大きな苦情等はなく順調な運営がされております。

8 幼児教育の充実

(施策の具体例)

- 1) 各地域の実情を考慮した、幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定
- 2) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実
幼稚園の自己評価、情報提供の推進
- 3) 幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進
幼稚園と保育所の教育・保育内容の整合性の確保
教員・保育士の合同研修
幼児児童の合同活動、保護者同士の交流

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期である。集団生活を通じて、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通じて総合的な指導を行う幼稚園は、我が国の幼児教育制度の根幹を成しており、より一層の充実が必要である。

1) 地域の実情を考慮した、幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

平成13年3月、文部科学省は、今後の幼児教育に関する施策の効果的な推進を図るための総合的な実施計画である「幼児教育振興プログラム」を策定した。

各市町村においては、幼児教育振興プログラムの趣旨に沿って、幼稚園の整備状況及び地域の実情等を考慮しつつ、政策プログラムを策定することが望まれる。また、各都道府県においては、各市町村の政策プログラムに基づいて、又は各市町村との緊密な協力の下に、都道府県としての政策プログラムを策定することが望まれる。

2) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実

幼稚園の教育活動及び教育環境については、教育課程編成の基本についての共通理解の推進、それに基づく教育活動の十全な展開とこれを支える幼稚園全体の教職員の協力体制、各教員の資質の向上等の人的環境の充実、さらには、多様な教育活動のための施設空間の確保等の物的環境の確保、幼稚園教育に係る保護者の経済的負担の軽減、といった課題に早急に取り組む必要がある。

平成14年3月に幼稚園設置基準が改正され、幼稚園は、自己評価の実施とその結果の公表に努めること及び積極的な情報提供を行うことが明記された。各幼稚園が、幼児の状況や地域の保育ニーズなどに応じた特色ある主体的な教育活動を展開し、地域住民の信頼に応え、地域に開かれた幼稚園として運営できるよう、適切な評価項目を設定して、それに応じた評価を年間を通じて計画的に行うこと、また、その評価結果を含め保護者等に対して幼稚園の情報を積極的に提供することが重要である。

あわせて、自己評価だけではなく、保護者や地域住民等を加えて評価を行うことも望まれる。

3) 幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進

学校教育においては、幼児教育から高等教育までの全体を通じた連携・接続が重要である。幼児期の教育は、小学校以降の生活や学習の基盤を育成するものであることから、幼児期の教育から小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、共通理解を進める必要がある。

このため、幼児期の教育と小学校教育との適切な接続を図ることができるよう、指導内容・指導方法についての共同研究や教員・保育士の合同研修の推進、幼児児童の合同活動、保護者同士の交流を推進することが望まれる。

【取組例】幼保共通カリキュラムの策定（山形県最上町）

最上町において緊急課題として取り組んでいるのが、少子化に伴う幼児教育の問題です。子どもを取り巻く環境変化に対応して、乳幼児から小学校低学年児童までを視野に入れ、次世代を生きていく子ども達の「たくましい、心ゆたかな」子ども像を目指しながら、人間の基礎づくりといえる幼児教育の推進に努めているところです。

これまでは、保育所は「保育所保育指針（保育計画）」、幼稚園は「幼稚園教育要領（教育課程）」と別々に保育や教育を行ってきました。

「町新幼児教育課程」の作成と実施は、就学前教育の立場（幼児期にふさわしい生活の展開 遊びをとおしての総合的な指導 一人ひとりの発達の特性を生かした指導）を踏まえ、小学校教育との接続を重視し、幼保一元化教育を町内全幼児の三歳からすべての子ども達に「同一内容で同一教育、足並みを揃えての小学校への就学」ができるよう、町独自に三年間の園生活の指導内容基準を定めたものです。幼保教育内容の一元化は、本町の長い間の願いでもありました。

町幼児教育の課題と求める幼児の姿を、園で幼児期をどうとらえ、就学まで園の責任で何をしておくべきか、その課題解決を「幼児教育の目標」として5項目掲げています。

「新幼児教育課程」は、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、年齢別に発育、発達段階に応じ、適時適育指導・同年齢保育形態を基本に作成されていますが、その時期に求める「ねらい」を達成するために最適の保育形態を柔軟な発想と的確な対応の中で、日々の指導法の工夫と改善を行って、一人ひとりの子どもにとって安心出来る、居心地のよい場を重視しての実践に留意しています。

園における教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮しています。三歳児については、家庭との連携を緊密にし、生活リズムや安全面に十分配慮しています。また、四歳から五歳児へのつながりを大切にし、さらに、夏以降の五歳児には、他園との同年齢児交流、小学校低学年児童交流など翌年の学校生活との関連を重視しての教育計画が編成・実施されています。

なお、新幼児教育課程実施に併せて、「子育ての手引き」を作成しました。「適時に、何をどう教育することが子どもの自立につながるか」を、小学校低学年まで年代ごとに子どもの特徴的なしぐさや、心の葛藤における親の関わり方のポイントを示しています。若いお父さん・お母さんが乳児・幼児・児童と呼び名が変わる節目に、各段階での課題を克服し、通過できるようにするために、子どもの成長や発達の原則、親として「してやれること、してやるべきこと」を理解できるよう応援したい、との願いで作成しました。

9 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等

(施策の具体例)

- 1) 働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ
 - ・地域の住民を対象とした子育て教室の実施
 - ・企業の人事担当者等に対する働き方の見直し等の働きかけ
 - ・企業内保育所の整備や一般開放の働きかけ
 - ・「家庭にやさしい企業」「出産後も女性が継続就労できる職場」の実現に向けたセミナー等の開催
 - ・両立支援に向けた企業と市町村等関係機関の連携会議の開催
- 2) 父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり
 - ・父親が育児を学ぶセミナー等の開催
- 3) 親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大
- 4) 夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現

男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、仕事と子育ての両立をより一層推進するため、「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」等について、労働者、企業等を対象に、セミナー、会議等の開催等を行うなど、地域における普及啓発等を行う。

1) 働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ

男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての普及啓発を図るためには、地域全体としての気運を盛り上げることが必要であることから、地域住民を対象に、男性労働者の育児休業の取得等についての意識啓発や子育てに関するセミナーなどを実施することが必要である。

また、子どもを安心して育てやすい職場づくりを実現するため、企業に対しても、セミナー、会議等を開催し、男女労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくり、子育て期における残業時間の縮減、長期休暇の取得の推進、企業内託児施設の整備、配偶者の出産時における休暇の取得促進などを進め、家庭にやさしい企業の普及促進を図ることが必要である。

【取組例】企業向け「父親の育児参加推進研修会」(長崎県佐世保市)

佐世保市は、その特色として基地の街であることがあげられます。これは、通勤族の多さにもつながり、その中で、母親が見知らぬ土地で子育てを始める際の不安感、負担感につながっています。核家族も多く、そこで父親が子育ての大切さに気づき、育児参加の意識をもてるよう啓発することを目的として研修会を行っています。

対象者は、働いている父親 企業経営者 企業内男性職員と3つの柱をたてましたが、更に として ~ 全部を対象としたもの(講座と体験)も企画しました。また、研修会を開催する前に乳幼児をもつ市民200人を対象にアンケートを行いました。

研修会で盛り込む内容は、家庭での子育ての協力者としての父親の役割、父親として子どもの成長に大切な援助者としての役割、父親の働きやすい職場づくりなどです。

実施にあたっては、共催のかたちをとり、 については保育所、幼稚園の団体、子育てサークルと については青年会議所、商工会議所、銀行関係、農協関係、保育士養成の学校と についてはモデル事業として市役所職員から始め、他の課の協力を得て行う、というように協力をいただきました。

実施回数、参加者は、平成13年度には については2回、参加者計66名 の全市的な「子育てイベント」は1回、参加申込み630名でした。また、平成14年度には については1回、参加者50名、 については1回、参加者50名、 については1回、参加者50名 については1回、参加者531名となっています。

研修は子育て家庭課の保育士が企画し、当日は男性職員、支援担当保育士、公立保育所の保育士などがスタッフとして動きます。スタッフの人数は、研修会5~7名程度、イベント20~25名程度です。

成果として、目に見えての参加人数の上昇はないのですが、研修会参加後のアンケートや参加者の表情を見る限りでは、満足度はかなりあります。

これから地道に研修の回数を重ねることからの意識改革、またイベントにおいては、父親に対し育児の意識を啓発し遊びのヒントを与えることで、家族間に安らぎと育児放棄の予防、親としての自覚が育っていくのではないかと考えられます。

平成14年度には上記のほかに、父親と子育てに携わる方も対象に子育てイベントを1回行いました。保育団体と共催で、1,000名の参加がありました。)

【取組例】企業連絡協議会（熊本県大津町）

大津町では、立地企業も多いことから、全就業者に女性就業者の占める割合は40%台となっており、乳幼児期の子どもを持つ女性の就業率も増加しています。

このように、女性の社会進出が一層進展していく中、仕事と子育ての両立には行政の支援策だけでは限界があり、子育て支援に対する企業側の取組が求められています。

平成14年度よりこの要因に働きかける「ファミリー・フレンドリー企業促進プログラム」に取り組んでいます。

町には町内企業59社による企業連絡協議会があり、会との共同で以下の事業に取り組んでいきたいと考えています。

（ア）子育て支援に関する企業意識調査

協議会からの要望もあり、加盟する企業を対象に、子育て支援に関する取組の現状、今後の意向等についてのアンケート調査を14年12月に実施しました。現在集約中です。

（イ）ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発

企業の新しい経営戦略ともなり得るファミリー・フレンドリー企業についての普及啓発を目的とした講演会、パネルディスカッションを開催していきます。

（ウ）ファミリー・フレンドリー企業研究会の発足

協議会加盟の企業のうち、子育て支援に前向きな企業、子育て支援関係機関及び行政で構成する研究会を発足し、複数の企業による事業所保育所の設置等企業による子育て支援のモデル的な取組につながる検討を行っていききたいと思います。

【取組例】家庭共育フォーラム（新潟県新潟市）

新潟市では、子どもを育てる過程の中で、親もまた人間的な成長を遂げるのだという考えのもと、このフォーラムは親と子が共に育つという意味で「共育フォーラム」と名づけています。この家庭共育フォーラムは、平成10年度から新潟市教育委員会と新潟市小中学校PTA連合会が共同で開催しているもので、今年で5年目10回を数えました。毎回、市教育委員会とPTA連合会で5～6回の会議を開催し、テーマ設定や講師の選定等を協働して企画して、実施してきました。

この事業の特徴としてもう一つ申し上げるとすれば、家庭教育における父親の係わりに注目すべきではないかということで、当初よりこの点に着目してテーマを設定し、フォーラムを開催してきました。お父さんとお母さんが手を組んで、共通認識の下、子育てに向かうことが子どもたちの健やかな成長とともに、親も子どもと共に成長することになると思っております。

毎年2回ずつ開催し、1回は講演会形式、1回はグループワーク形式で実施しています。新潟市小中学校PTA連合会をとおして、各単位PTA会員に参加を呼びかけると共に、市の広報紙で広報し、一般市民の参加を募っています。参加人数は、講演会の回が200人～400人程度、グループワークの回が100人前後の参加者となっております。これまでの10回にのべ1,951人が参加され、うち男性が602人(約31%)となっております。本年度は、2回の開催で316人の参加があり、そのうち男性が140人で約44%を占めています。講師は、地方では日頃なかなか聴く機会のない東京などの遠方から著名な講師を招聘して開催しております。

とかく子育ては母親任せという風潮のなか、新潟市PTA連合会との共催という特色を活かし、お父さんに興味を持てるテーマで少しでも多くのお父さんに参加してもら

い、子育ての在り方を考えてもらう機会を提供したいと実施しております。参加者からも高い評価を多くいただいています。

【取組例】育児休業推進優良事業所表彰(千葉県市川市)

市川市は、少子化に伴う将来の労働力人口減少を視野に、2001年から男女共同の子育て環境整備を重点事業と位置づけています。「親責任を果たせる労働環境の整備」を行政の責任と明記し、労働時間短縮、男性の家事・育児参加支援事業、育児休業優良事業所表彰、事業所内託児施設推進事業に取り組んできました。

育児休業優良事業所表彰は、市内の企業にアンケート調査し、育児休業取得促進に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。2001年の調査は、従業員30人以上の事業所と女性従業員の多い病院、保育所、幼稚園など613事業所(官公庁を除く)を抽出し、214事業所(37%)から回答を得ました。育児休業取得率は79%と全国平均(56%)を上回りましたが、男性の取得者はゼロでした。

表彰の基準は、育児休業取得率が過去3年間80%を上回っている、休業期間中も賃金を支給している、育児のための労働時間短縮を実施している、職場復帰の研修を実施し原則として原職に復帰する、代替の人員を配置している一などで、市川市農協、京葉瓦斯など31事業所を表彰し、「エンゼルプランマーク」を交付しました。

さらに、「親責任を果たせる労働環境の整備」を掲げ、企業内保育所の設置、男性の育児休業、子育て休暇取得の奨励、労働時間の短縮、子育てと仕事の両立支援制度を事業主に要請し、企業や地域が「子どもプラン」を作成するよう促しています。

【取組例】若い世代を対象とした「少子化コミック」（福岡県福岡市）

福岡市では、若い世代を対象として、少子化問題、子育ての楽しさ、仕事と子育ての両立などについて考えてもらう契機とするために、「知ってた？少子化って、みんなの問題なんだ。」と題するコミックを作成しました。市内の〇△フーズ株式会社を舞台に、売り上げ減等企业における少子化の影響、仕事と子育ての両立に向けた企業の取組、従業員、とりわけ男性の育児参加等について、まんがにより分かりやすく解説しています。

子育てしながら働きやすい職場環境の実現に向けて、男性社員が育児休業の取得に向けて一歩を踏み出す様子や、託児施設の設置に向けた取組を進める模様など、具体的なテーマごとに展開されています。

このパンフレットは5万部作成し、市内の公共施設の他に、大学、銀行、美・理容院、ブライダルサロンなどに配布し、若い世代に読んでもらえるようにしています。また、市内の企業の人事担当者対象の研修会の際にも配布しています。



男性の育児参加

育児休業?

育児参加

男性の本音

託児施設の設置

12

よくお願いします!

育児休業取得率

| 性別 | 取得率 |
|----|-------|
| 男性 | 11.5% |
| 女性 | 73.1% |

男性の育児参加率

| 性別 | 参加率 |
|----|-----|
| 男性 | 27% |
| 女性 | 35% |

男性の育児参加率

| 性別 | 参加率 |
|----|-----|
| 男性 | 27% |
| 女性 | 35% |

男性の育児参加率

| 性別 | 参加率 |
|----|-----|
| 男性 | 27% |
| 女性 | 35% |

2) 父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり

仕事中心の生活を送る父親が多い中で、父親が子育てに一層参画するきっかけとなるよう、父親が参加できる休日を利用して、地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会を設けることが必要である。

【取組例】おやじの会「いたか」(神奈川県川崎市)

大都市の核家族化が進む中で、団塊の世代を中心とする企業戦士は、仕事や付き合いに一身を捧げ、子どもを妻に任せきりで父親の影が薄く、地域社会に関わりを持たず、粗大ゴミと揶揄(やゆ)されてきました。川崎市の新興住宅地に住む意識の高いニューファミリーの夫は、家庭と地域に根を下ろすため、おやじの会「いたか」をはじめ、相次いで父親グループを結成し、子どもと一緒に地域活動を続けています。

1982年、妻に尻を叩かれて父親家庭教育学級を受講し、地域活動のおもしろさに目覚めた父親たちが、「このまま会社人間に戻るのもったいない」と語り、子どもにからかわれた経験から、おやじの会「いたか」をスタートさせました。第2土曜日の夜に集まり、2年目から妻も参加して、子どもと遊び、地域社会に親しみ、「子どもたちを元気に育む地域社会の再生」に取り組んできました。

活動のメニューは、小学校の1日講師としてコマ回し、竹馬、地域ではもちつき大会、しめ縄作り、歴史散歩、ガレージセール、いたか農場、バードウォッチング、サケの放流、父親地域塾など。活動を通じて、「子どもは家庭の子であると同時に地域の子であることが分かってきた」(世話人の団体職員、大下勝巳さん)。会員は28人で、企業のタテ社会から離れ、ヨコのネットワークを大切にして、会則はなく会長や代表は置いていません。

1994年には、「ま・いい会」、「おやじ考」と「川崎おやじ連」を結成し、現在は5団体に増えています。活動は、交流スポーツ大会、まちづくりシンポジウム、神奈川県のおやじサミット、世代間意見交流会など。子育てが終わっても「まだいたか」を自認して地域の子育てを支援しています。

3) 親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大

近年、企業等においては、父親・母親である社員がもっと子育てに関われるような環境づくりの一環として、授業参観、保護者会、運動会等の学校行事やボランティア活動に参加するための有給休暇制度を設ける動きが見られる。

地方公共団体においては、こうした、子どもの教育等のための休暇制度の導入を地域の企業等に働きかけることのほか、企業等と連携して「子どもの職場参観」を推進するなど、地域における親子がふれあう機会の拡大を図っていくことが望まれる。

4) 夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現

父親の家庭教育への参加を進める上で、学校においては、学習発表会や運動会等の学校行事を土曜日又は日曜日に実施したり、PTA等の会合を平日の夜間に開催するなどのほか、一定の期間内はいつでも授業参観ができるようにするなどにより、働く親が学校行事等に参加しやすいようにしていくことが望まれる。

【取組例】父親が参画しやすい学校行事の実現（香川県善通寺市）

善通寺市内の小中学校では、父親が参加しやすい日曜日に各種行事を実施するよう心がけています。小学校の一例を紹介しますと運動会は地区運動会と連動させて、父子が一緒に出場する種目を入れる等、一工夫をしています。また、地域のいろいろな祭りの際に、子どもたちが出演する場を設け、父親を始め家族との絆が強められるような取組をしています。最近では、日曜日に学校庭園内の人工池の親子清掃を呼びかけたところ、多数の父親の参加がありました。

PTAの役員会は夜間実施が原則で、本部役員会を年6～7回、各委員会はそれぞれ年4～5回の会合を夜間に行い、多くの保護者の参加を得ています。このように、常に父親が参加しやすい実施日の設定、参加したくなる実施内容の工夫に取り組んでいます。

今後は、学校週5日制の主旨を活かし、月に一度は父子で学校に集まり昔の遊びをしたり、お父さんの木登りや工作等の腕前を見せてもらったり、子どもたちの自由遊びを見守ったり等、子どもたちの健全な育成のためにPTAと協力してまいりたいと思っています。

このように本市では保護者と子どものふれあいに重点をおくとともに、平成13年度から平成22年度までの第4次善通寺市総合計画の政策大綱のひとつに「躰のできるまちづくり」を掲げ子どもたちの健全育成に全力で取り組んでいます。